

○15番（蔵野恵美子君）

立憲民主ネット会派の蔵野恵美子でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きな項目としまして、4点でございます。1項目めは、実効性のある子どもの権利条例について、2項目めは、動物福祉の実践について、3項目めは、助成やサービスの受け損ねを防ぐ通知システムについて、4項目めは、生活道路等、ベンチ設置箇所の拡大についてでございます。

まず、大きく1項目めとしまして、実効性のある子どもの権利条例について伺います。

令和2年度の施政方針並びに基本的施策には、「子どもの人権について条例化していく必要性を強く感じています」と、子ども条例の制定について前向きな記載があることを大いに評価しております。子どもの権利条例については、これまでも他の議員から期待する意見が出ており、いよいよ実現が見えてまいりましたことを会派でも大変うれしく思っております。概念にとどまらず、実効性を伴った条例となることを期待し、以下、幾つか伺います。

（1）まず条例の内容、対象範囲についてです。子どもの権利に関する条例は、平成12年に川崎市が制定して以来、制定する自治体がふえています。その内容については各自治体によって違いが見られます。本市では、条例の内容や範囲に関してどういったものを想定しているか、伺います。

1)取り組みのテーマについて。子どもを取り巻く環境が家庭、学校、地域、社会などに及ぶことを考えれば、虐待防止、子育て・養育支援、育ち学ぶ環境整備のほか、いじめ対応、子どもの安心・安全、子ども参加などが考えられるかと思えます。本市の子どもを取り巻く環境を鑑み、どういった部分を特に取り入れたいと考えているのか、伺います。

2)取り組みの主体について。家庭・保護者の役割、学校の役割、自治体の役割、地域の役割、事業者の役割、大人の役割、子ども自身の役割などが考えられますが、想定している取り組み主体の範囲について伺います。

3)推進の仕組みについて。行動・推進計画の策定、推進委員会の設置、第三者機関の設置、子ども会議の設置、重要取り組み期間の設定など、想定している推進の仕組みについて伺います。

（2）次に大人に対する条例の周知について伺います。子ども条例は子どものための条例ではありま

すが、子どもの問題の背景には大人の問題が必ずと言っていいほど存在しています。子どもにかかわる大人が苦しんでいるとき、その大人を支えることも重要であることを考えると、大人に対するきめ細かな条例の周知も必要であると考えます。公共施設等への条例に関する冊子やポスターのほか、母子健康手帳への子どもの権利条例の記載も有効であると考えますが、見解を伺います。

(3) 第三者機関を条例に定めることについて伺います。公正・中立の立場で活動することができる第三者機関の設置は重要であると考えます。先日も、第三者機関を設置していきたいという市長の答弁があり、大変心強く感じました。家庭でもない、学校でもない、子どもが相談しやすい第三者機関の存在は不可欠であり、子どもに対する条例の周知の飛躍的な効果にもつながると考えます。さらに、私からはぜひ第三者機関を条例に明記していただくことを強く要望したく、質問させていただきました。第三者機関を条例に定めることによって、子どもの権利侵害を取り除くために必要な権限が確保されることが期待できるからであります。第三者機関を条例に定めることに関する見解を伺います。

大きく2項目めとしまして、動物福祉の実践について、伺います。

B B F A W (ビジネス・ベンチマーク・オン・ファーム・アニマル・ウェルフェア) は、畜産動物の福祉を向上させることを目的としたベンチマークであり、毎年、食品企業のアニマル・ウェルフェアに対する取り組みを評価して公表しています。2018年は150の食品会社が評価されたうち、日本企業は5社が参加、2017年のイオンホールディングス、セブン&アイ・ホールディングスの2社に加え、日本ハム、マルハニチロ、明治ホールディングスが加わりました。残念ながら、2017年に続き、2018年もイオングループもセブン&アイ・グループも6段階評価で最低の6にランクイン、新たに追加された日本ハム、マルハニチロ、明治ホールディングスも6という結果でありました。そこで、イオンは、ストレスが少ない環境で育った鶏の卵、平飼い卵をことし2月に発売することを発表しました。イオンによると、国内では狭いケージを重ねて鶏を収容する、バタリーケージと呼ばれる飼育方法でつくられた鶏卵が生産量の9割以上を占めており、一方で平飼い卵は市場全体の1%にも満たないという現状とのことでもあります。そうした中でも、欧米での動物の福祉への意識の広がりや今後の日本での広がりを見込み、平飼い卵の販売に乗り出したとのことでもあります。

以上のように、民間においても動物福祉の視点が評価されてきておりますが、民間のみならず、自治体、個人においても、動物福祉に対する理解は広がっていることを鑑み、以下伺います。

(1) 大手企業での動物福祉の取り組み、さらにはオリンピック誘致に向けて、福祉先進都市の本市としても、他の自治体に先駆けて何か具体的な行動はとれないでしょうか。武蔵野市ふるさと応援寄附事業の返礼品とのコラボレーションやまちづくりなどに取り入れるなど、さまざま考えられますが、可能性と展望について伺います。

(2) 地価や固定資産税が上がり、賃料も上がる、そういった構造上の問題が原因となって、吉祥寺が大型店とチェーン店、ドラッグストア、100円均一だらけのまちになってしまうと危惧する御意見が言われてきています。さらに、ここ数年の傾向として、欧米先進国にはほとんど見られない生体小売業、ペットショップの開店も相次いでいます。現在、市内には27軒のペットショップ、さらに11軒のペットカフェの届け出がなされていると伺っています。オリンピックにより海外からのお客さんもふえる中で、まちのイメージを損ねるとの御意見も聞かれます。ペットショップに関しては東京都の管轄であることは承知していますが、ふえゆくペットショップを抱える本市としては、動物の福祉、まちづくり、市民感情等を鑑み、東京都に丸投げではなく、主体的に関心を向けるべきではないでしょうか。第六期長期計画にも、愛護動物の生命を尊重し、適切な飼い方指導や虐待防止の相談等について関係機関と協力して取り組むとございます。動物ビジネスに対する本市のかかわりと、お考えについて伺います。

(3) 学校飼育動物について伺います。前回の一般質問において、適切な飼育教育の推進のため、治療費を含む予算の確保について要望し、予算は組まれています、獣医師の委託を超える治療費については別に確保している予算で対応するとの答弁をいただきました。そこで、学校飼育動物予算について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

1)飼育動物、飼育教育に関する予算はどのくらい、どのような項目で計上されているか、過去3年分を伺います。また、その算定根拠と費用の内訳、予算執行額についても伺います。

2)獣医師の委託について伺います。どのような委託システムになっているのか、学校ごとに担当獣医師が決まっているのか、それとも全校同じ獣医師との契約なのか、また、委託内容等について伺います。

3)災害時の飼育動物の扱いについて伺います。何か取り決めはあるのか、学校の災害マニュアル等に記載がなされているのか、伺います。

大きく3項目めとしまして、助成やサービスの受け損ねを防ぐ通知システムについて伺います。

ひとり親家庭への手当など、行政からの助成やサービスなどを受け損ねることがないように、千葉市は市民それぞれが利用できる公的な制度の情報を個別に通知するシステムを新たに開発し、導入する方針を固めました。例えば、ひとり親世帯の場合、児童扶養手当に加えて、水道料金の減額や市の駐輪場が無料になる制度があるほか、がんなどの病気の検診費用を助成していますが、担当窓口がばらばらで、それぞれ手続が必要だったり、年齢や収入などで利用や受給の条件が違ったりするなど、複雑さから十分に利用が進んでいないという課題がありました。このため、千葉市では、あらかじめメールアドレスなどを登録した市民に対して、利用できる制度の情報を個別に通知する新しいシステムを開発し、導入する方針を固めたというニュースを伺いました。市が把握している世帯や収入に関するデータに基づいて通知を行い、家族の状況など、制度の適用にかかわる条件が変更になった場合には、その都度、新たな情報を提供する予定とのことで、まさに市民に望まれていたシステムであると感じました。来年1月をめどに導入を目指し、システム開発などに必要な予算およそ2,100万円余りを新年度予算案に盛り込む方向で最終調整しているとのこととあります。

本市の令和2年度の施政方針並びに基本的施策には、市税と国民健康保険税の収納・徴収体制を結合することで、窓口の一元化による市民サービスの向上及び事務の効率化と徴収率の向上を図りますとあります。徴収率だけではなく、助成率やサービス利用率の向上による市民サービスの向上という視点も御検討いただきたいところですが、見解を伺います。

最後に、大きく4項目めとしまして、生活道路等、ベンチ設置箇所の拡大について、伺います。

(1) 平成31年度施政方針並びに基本的施策において、ベンチの利用実態に関する現状分析、それに基づいた整備に着手されるとあり、昨年度の代表質問にて、ベンチの可能性や展望について質問をさせていただきました。その後のベンチの利用実態に関する現状分析、それに基づいた整備についての進捗状況について伺います。

(2) 設置範囲の拡大について伺います。最終的には、現状で配置されている駅周辺や幅員の比較的広い道路だけではない箇所への設置を期待しています。幅員が狭い生活道路など、市民が日常利用する生活空間にいかん設置ができるかが次に期待されているステージであると認識していますが、今後の箇所拡大の展望について伺います。

(3) 他部署との連携によるベンチ・椅子事業の展望について伺います。昨年度の代表質問でも紹介しましたが、ベンチはその設置箇所、設置目的によってさまざまな担当課がかかわる事業と考えます。そのため、プロジェクトとして、ある程度集中して取り組まないと進まない事業であるとも考えています。例えば、アール・ブリュットとのコラボレーションでユニークな椅子やベンチの設置をしたり、市内小・中学生の絵画が入ったベンチであったり、武蔵野市ふるさと応援寄附事業との連携の可能性など、アイデア次第で可能性は広がり、まちの活性化や市民生活向上にも直結するさまざまな可能性を秘めた公共財産であります。ぜひ道路課以外でも共有認識を持っていただき、ベンチを含む椅子の可能性を検討していただきたいと思います。今後の展望について改めて見解を伺います。

以上で壇上での質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○市長（松下玲子君）

蔵野恵美子議員の一般質問に順にお答えをしております。

まず、大きな1問目の(1)の1)、2)、3)について、まとめて一括してお答えを申し上げます。子どもの権利に関する条例につきまして、具体的には今後検討していきたいと考えています。特に、お話にもございましたが、子どもの権利を著しく侵害する虐待やいじめなどは非常に重い問題であるという認識を持っております。子どもの最善の利益を実現するためにはどのような主体の範囲にすれば最も望ましいのかという観点で検討していきたいと考えます。子どもの最善の利益に資するような、武蔵野市ならではの実効性のある条例にしたいと考えております。現在策定中の第五次子どもプラン武蔵野にも子どもの権利に関する条例の検討を明記し、今後、本市にとってどのような形の条例がふさわしいのか、先進事例などもさらに調査した上で、しっかりと検討していきたいと考えます。

大きな1問目の(2)についてです。大人に対する周知の必要性についても認識をしております。先日、世田谷区の子どもの人権擁護機関、せたがやホッと子どもサポート（通称せたホッと）を視察してまいりました。世田谷区でも、ポスター、リーフレット、広報用カード、活動報告書、機関紙を区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校、公共施設、病院等の関係機関に配布するとともに、区民まつりや児童館でのイベントなど、積極的に広報活動を行っていました。この対象には、子どもだけでなく、もちろん大人も含まれていました。保護者が妊娠期から子どもの権利に対して理解を深めていくこ

とは、子どもの健全な育成にとって重要なことであると考えます。子どもの人権の条例化に当たっては、母子健康手帳への記載も含め、効果的な啓発方法について検討を行ってまいります。

大きな1問目の（3）についてです。施政方針でもお話をしましたとおり、未来にわたって子どもの尊厳と権利が尊重され、行政や学校、家庭や地域におけるおのおのの役割を明確化するために、子どもの人権について条例化していく必要性を強く感じています。条例化に当たっては、いわゆる理念条例のようなものではなく、例えば第三者機関の設置など、実効性を伴った内容が必要ではないかと考えていますが、現行の人権擁護委員との関係、学校や子ども家庭支援センターとの関係なども考慮し、検討したいと思います。現在策定中の第五次子どもプラン武蔵野にも子どもの権利に関する条例の検討を明記し、今後、本市にとってどのような形の条例がふさわしいか、先進事例などもさらに調査した上でしっかりと検討してまいりたいと思います。

次に、大きな2問目の（1）についてです。市としましては、動物の愛護及び管理に関する法律にのっとり、愛護動物の生命を尊重し、適切な飼い方指導や虐待防止の相談等について関係機関と引き続き協力して取り組んでまいります。畜産動物の福祉への取り組みについては、国や東京都の動向を注視しながら、関係機関と連携をとり、普及、浸透のための啓発を検討してまいります。ふるさと納税の返礼品については、全国の自治体で、動物愛護関連とコラボレーションした商品を返礼として扱っている事例は把握しておりませんが、動物たちの殺処分をなくす活動や動物愛護団体等への支援などをガバメントクラウドファンディングの手法等で寄付を募っている事例は幾つかあるようですので、研究してみたいと思います。

次に、大きな2問目の（2）についてです。ペットショップを開業するには、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、東京都に登録申請をしなければなりません。また、ペットショップへの指導監督は動物の愛護及び管理に関する法律に基づき東京都が行っており、市には指導監督の権限がありません。東京都のデータによりますと、市内の第一種動物取扱業者の登録は、御質問の中でお話もありましたが、27事業所であります。展示販売等で動物福祉に関連する相談を市が受けた場合は、東京都動物愛護相談センターと連携をとり、情報提供をし、対応を求めてまいります。

大きな3問目についてです。市民が希望する情報を通知する通知システムにつきましては、昨年9月に道路通報システムとして導入したLINEを発展させた形で令和2年度に導入することを予定してい

ます。市公式LINEに登録した市民が配信を希望するジャンルを選択すれば、その情報が配信されるような仕組みを構築してまいります。LINEを活用するため、手軽に利用でき、市民サービスの向上にもつながると考えています。通知システムの拡充については、運用を進めながら、メニューや機能の充実を図ることを考えています。

なお、御質問にありました、千葉市のような、市が把握する世帯や収入に関するデータに基づき公的な制度の情報を個別に通知するようなシステムを新たに開発し導入することは、なかなか難しいと考えております。今後、他自治体の動向を注視しつつ、本市での取り組みを進めていきたいと考えます。

続きまして、大きな4問目の(1)についてです。ベンチについては、平成23年3月の第3次武蔵野市市民交通計画において、歩道幅員3メートル以上の路線に300メートル間隔でベンチ、スツールを整備し、最終的には100メートルに1カ所まで拡大するとされています。平成31年度については、道路上に設置してある255基のベンチ、スツールの設置間隔及び劣化状況を確認しました。吉祥寺、三鷹、武蔵境、三駅の駅前広場及び市が管理しているベンチ設置路線のベンチ、スツールについては、ごく一部の路線を除き、おおむね100メートル間隔で設置をしてきました。劣化状況の調査の結果、4路線でベンチの劣化が確認できました。今後のベンチ更新においては、歩行者が使用したくなるようなベンチのデザインや材質を選定していく必要性を感じています。

大きな4問目の(2)についてです。ベンチの設置には、駅前周辺などの人が集まる空間のにぎわい創出、休息施設として、高齢者などの歩行環境の向上が図られると認識をしています。ベンチが設置できる道路は有効幅員3メートル以上の歩道を有する道路であることが道路構造令等で規定されていることから、幅員が狭い歩車共存の生活道路への設置はできません。しかし、平成31年度は、道路上のベンチ調査に合わせ、道路課と緑のまち推進課で連携し、道路に接する公園などに設置してあるベンチ調査を実施しました。生活道路や歩道幅員の狭い道路に接続するポケットパークや公園21カ所に約60基のベンチ、スツールが設置されていたことが確認できました。生活道路など狭い道路には、同様にポケットパークや隣接する公園に設置を検討していきたいと考えます。

大きな4問目の(3)についてです。道路内へのベンチの設置は、道路法に基づく道路付属物としての規制がありますが、休息施設のほか、まちの活性化、まちの魅力向上に寄与すると考えているため、今後も、まちづくり、公園、その他の部署と、ベンチの魅力や効果についての共通認識を持っていき

いと考えます。武蔵野アール・ブリュットとのコラボレーションについて、現時点で実行委員会からそのような話は出ていませんが、今後、アール・ブリュットを展開していく中で、その可能性については研究をしていきたいと考えます。

以上です。

○教育長（竹内道則君）

私からは、学校飼育動物についての御質問にお答えいたします。

まず、飼育動物、飼育教育の予算についての御質問です。飼育委託と飼育指導等業務委託に分けてお答えします。飼育委託は、年末年始の餌やりなどに関する業務で、学校が契約し、回数に応じて支出をしています。平成 29 年度は予算額 8 万 9,000 円に対して執行額 3 万 7,200 円、平成 30 年度は予算額 7 万 6,000 円に対して執行額 3 万 7,200 円、令和元年度は予算額 9 万 1,000 円に対して現段階の執行見込みは 3 万 7,770 円でございます。次に、飼育指導等業務委託は、獣医師の定期訪問による飼育指導等に関する業務で、1 年間の業務量に応じて支出をしています。平成 29 年度は予算額、執行額ともに 73 万 8,720 円、平成 30 年度は予算額、執行額ともに 73 万 8,720 円、令和元年度は予算額、現段階の執行見込みともに 75 万 2,400 円でございます。

次に、獣医師への委託についての御質問です。獣医師に委託をしている内容は、各校年 2 回獣医師が訪問する定期的な飼育指導、学校からの要請を受けて実施する応急処置的な診療、死亡時の死体検案、火葬または埋葬手続でございます。飼育指導、診療、それぞれ学校ごとに獣医師会の武蔵野三鷹支部の動物病院が決められております。

最後に、3 番目の災害時の飼育動物の扱いについてのお尋ねでございます。災害時の飼育動物の扱いは教育委員会としての統一のルールはございませんが、災害マニュアルの中で災害時の飼育動物の管理を事務員の担当業務に位置づけている学校もございます。

以上です。

○15 番（蔵野恵美子君）



---

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、子どもの権利条例についてなのですが、御答弁の中でも、第三者機関を条例に盛り込む方向でということ御答弁いただきまして、ぜひそこはお願いしたいと思います。やはり条例に盛り込むことでその権限が一定程度保障されるということもございますので、第三者機関としての正しい権限を行使できるように配慮いただければと思っています。

1点、気になることは、乳幼児の虐待防止についてはどう考えていらっしゃるかということなのです。世田谷区のせたホッとを御紹介いただきまして、私もちょっと調べてみまして、世田谷区では教育委員会のほうで、世田谷区子ども条例の小学校4、5、6年生版、それから中学生版と、それぞれ冊子なんかも作成して、子どもたち、児童たちへの啓発もかなり力を入れているというふうに見ています。でも、やはり高学年、4年生以上、ある程度認識できる児童に対しての啓発はそういった形でできるのだけれども、虐待は児童だけではなくて、乳幼児にも実は大変多いという事実もありますから、自分でSOSが出せない乳幼児の対策も同時に考えなければならないなと思います。条例をつくってちょっと一安心というわけでもなくて、それはそれでまた別の対応が必要だなと思っていて、私は、条例を大人に周知するということが一つ対策としてあるということで、母子健康手帳に記載するとかさまざま申しましたけれども、乳幼児の虐待に関してどう考えていらっしゃるかをまずお尋ねしたいと思います。これが1点。

それと、助成の受け損ねを防ぐ通知システムについてなのですけれども、検討していらっしゃるシステムの内容を少しお話しいただきました。LINEでの配信サービスを考えていらっしゃるというお話なのですけれども、答弁の中で、世帯収入だとか世帯の構成だとかそういったことを加味しての情報配信はちょっと難しいというような御答弁だったのですが、そうすると、一体どういった情報を流すのかなと思うのです。自治体からの助成ですとかサービスというのは、収入とか世帯構成とか年齢とかそういった条件によって決まっていくものが多いと思うのです。そういう中で、それを加味しない情報を配信するというのは、何かメルマガみたいな、大ざっぱなざっくりしたものを考えていらっしゃるのかな、そうすると千葉市のシステムというか、助成の受け損ねを防ぐ通知システムとはちょっと違うのではないかと私は思ったのですが、そこら辺についてもう少し詳しく教えていただきたいと思っています。

○市長（松下玲子君）

まず、第1問目についてでございますが、乳幼児に対する虐待をどう防ぐのかということでございます。やはり母子保健事業を通じて、まず出産前の妊婦健診等、そして出産後の産前・産後事業や乳児の定期的な健診等を通じて、しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますし、蔵野議員からの御質問の中でありました、母子手帳に条例を書いていくというのも一つ大切なことであると思います。実際、現在武蔵野市では、母子健康手帳には任意様式とされている児童憲章を記載しております。妊婦さんのときから切れ目のない支援を行っていくことで、より虐待防止につながるように取り組んでいきたいと考えております。

そして、通知システムですけれども、質問とちょっとかみ合っていなかったのかもしれないです。私がお答えしたのは、市民が希望する情報を通知する通知システムというものを、今、試行的に行っている道路通報システムを発展させた形で新たに令和2年度に取り組みたいというふうに考えております。実際に千葉市がこれから行おうとしているようなことは、世帯や収入に関する情報です。こういう個人情報情報は市の内部でも、例えば税に関する情報などは目的外の使用ができなくなっておりますので、そうしたことを独自でシステムを構築して個人の収入や税額ごとにサービスをお知らせするようなシステムというのは、個人情報保護審議会等にも意見を聞かないといけませんし、実際にそうした情報を別の形で使うことが可能かどうかというのは難しいのではないかなと私は思っております。また、システムの構築にも、蔵野議員の御質問の中では千葉市の予算が2,150万円とございましたが、千葉市では5年間でランニングコストも入れると3,650万円程度を考えているようですので、そうした費用対効果、この部分でシステムの構築と、また、個人情報を別の目的で使うことなどと、さまざま課題がありますので、武蔵野市としては取り組むのはなかなか難しいと私は考えております。

以上です。

○15番（蔵野恵美子君）

子どもの権利条例に関しては、実効性のあるものというふうに市長もお答えいただいておりますので、ぜひそういった形でいろいろ工夫をしていただければと思っています。

それで、助成の受け損ねを防ぐ通知システムは、そういった個人情報を目的外使用で使うのは難しいのではないかというふうな御答弁だったのですけれども、千葉市のほうは、私が読んだ記事では、本人が希望して自分のアドレス等を登録しているとそういったものが配信されるということなので、そこら辺は本人が了解すればという前提でのシステムのようなので、そういった個人情報との兼ね合いですとかどういうふうに取り組んでいるのかということのもぜひ大いに参考にさせていただいて。市民が本当にピンポイントに、かゆいところに手が届くような情報でないと、ただメルマガみたいなものだと、市報だとかホームページにもあるので、そこら辺とそんなに変わらなくなるのではないかと思うのです。なので、やはり世帯に応じたピンポイントの助成、こういうのがありますよというのが来ると、本当にそれはありがたいシステムだなと私も思いますので、千葉市の事例、先行事例を見ていただきながら検討していただきたいと思います。要望にしておきます。

次に、動物福祉です。数年前から比べると、ペットを飼う方の意識というのは随分変化したなと感じています。保護犬だとか保護猫の譲渡を受ける方ですとか、きちんとしたブリーダーさんから購入したいという方もふえていて、一方で、営業時間中、生体を陳列して販売するというスタイルに対して、動物福祉の視点から疑問視する声が結構聞かれるようになってきました。そういったお店がふえているまちの姿を嘆く市民も同時にふえているなというふうに感じています。市民からしたら、都が管轄だからとかそういったことではなくて、やはり最初に、うちのまち、自治体はどうなっているのかという率直な思いをお持ちの方が多と思うのです。なので、それなりに何かあれば市も関係機関と協力してということですが、そういうペットショップだとかペットカフェですとかにはやはり今まで以上に注目をしていただきたいなと思っています。第六期長期計画にも愛護動物が位置づけられましたので、ペットショップで扱っている愛護動物にはやはり今まで以上に注目をしていただきたいと思っています。それで、そこに関して、東京都丸投げではなくて主体的な意識という点で改めて御見解をいただきたいということが1点。

それと、ペットショップに関連して、ペットカフェについてちょっと御懸念の声等もいただいているので、申し上げておきたいと思います。一見、動物と触れ合いながらお茶を飲むという、大変穏やかな、ほほ笑ましい空間に思われるのですが、では、果たしてこれは動物の視点からしたらどうなのかということなのです。見知らぬお客さんに触れられたりとかだっこされたりとか、そういう状態が

長時間続くわけです。これが動物の福祉に反するという御意見もあるのです。最近では、犬、猫にとどまらないで、ハリネズミやカピバラとか、そういった野生動物との触れ合いをビジネスにするというカフェもあります。これは、コロナウイルスが今、流行していますが、コロナウイルスの感染源というのも野生動物であると言われていまして、それに対する御懸念の声も出ています。そういった野生動物にむやみに触らせることに対して、顧客に対する感染症のリスクなどの説明が義務づけられているわけではないということで、子どもを含め不特定多数に簡単に触らせている、そういった現状について懸念の声が寄せられておりますので、アニマル・ウェルフェアの観点はもちろんなのですが、公衆衛生の観点からも今後はアニマルカフェに関しても市のほうでも大いに注目していただきたい、気にかけていただきたいと思っておりますが、この件に関して御意見をいただきたいと思っております。

それと、飼育動物です。飼育教育で大切なことの一つに、終生飼育、つまり、動物の一生涯を飼育するという視点を培うことがあると思います。その視点で考えれば、現状は75万2,400円を1年間、獣医師会の内部の采配に任せていらっしゃるということだと思っておりますけれども、念のため、こちら側からもう少しきめ細かい内容を依頼されてもいいのではないかなと思います。獣医師会さんでも適切な対応をされているとは思っておりますけれども、一応結構な予算も割いているわけですから、動物のことを考えれば、例えば、終生飼育を考えれば学校ごとの専任の獣医師さん、もしくは動物の種類ごとの専任の獣医師さんをつけてくださいというような要望を出すこともいいと思いますし、緊急時に対応できる獣医師さんは複数必要ですから、万一その方がつかまらない場合を想定して、その候補の方を複数設定しておいてくださいですか、そういった要望というのは、適切な対応はしていただいていると思いますが、一応予算をきちんとつけている以上、一任ではなくて、こちらからもそういった要求を出してもいいのではないかと考えていますので、その点について御見解をいただきたいと思っております。

それと、災害時の飼育動物の扱いについての取り組みは、学校ごとで異なるということだと思っております。明記されているところもあるし、ないところもあるということだと思っておりますけれども、これもやはり終生飼育ということ念頭に置いた飼育教育においては、児童と一緒に、災害時はどうするかを話し合いで決める。これも飼育教育の一つだと思っておりますので、その点について御見解をいただきたいと思っております。

○市長（松下玲子君）

私は2点の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目のペットショップに関してです。蔵野議員が御質問の中でもお話しされたように、まちの人々や市民の中でもペットショップに対する意識というのはここ何年かで変わってきているというふうに私も感じております。ペットショップ自体を、商業的に生体販売をしているということ、よくないのではないかなというような声が出てきているという感じもありますし、また、その反面、保護猫等を飼育することだったり、保護猫の活動を一生懸命している方もいらっしゃるという認識を持っております。その上で、実際には、最初にお話をした武蔵野市内のペットショップの登録27事業所のうち、65%に当たる17事業所が吉祥寺地区に拠点を持っていて、吉祥寺でペットショップがふえているという認識も持っておりますが、法律に基づいて東京都が指導監督の権限を持っている中で、さまざま市民の方から御相談や御要望があった場合には、また指導権限を持っている東京都とともに対応をしなければいけないという認識を持っています。

そして、ペットカフェのほうですけれども、こちらに関しても、蔵野議員の御質問の中でありましたように、東京都のデータによりますと、市内の動物カフェの登録事業者は11店舗となっております。感染症や動物に触れるということも動物の愛護及び管理に関する法律の中に明記をされておまして、また、令和2年、ことしの6月1日より改正動物の愛護及び管理に関する法律というものがあり、動物の虐待の例示の追加などもございます。そうした中で、ペットカフェとしての事業者への指導権限も東京都ということになっておりますので、今後、必要に応じて東京都とともに現況把握を行うことも考えていきたいと思います。

以上です。

○教育長（竹内道則君）

学校ごとに専任の、あるいは複数でという御質問だったと思うのですが、現在の学校の飼育指導についての委託では、学校ごとに、メインの先生と、補佐というか、サブの先生を指定していただいています。それから、学校それぞれに飼育している動物が異なっている実態もあるので、それぞれの先生の専

門性なども学校で飼っている実態を踏まえて決定していただいているとは思いますが、先日、獣医師会の役員の方とちょっと会話を交わす機会があって、そのときにもいろいろと、学校の飼育動物の支援については獣医師会全体で対応していきたいというようなお話もあったので、そういった意味で必要な支援を、これから、例えば専門の先生に御助言いただくとかそういった内容については全体としての対応をお願いしていきたいと考えております。

それから、災害時の飼育動物の扱いについては、そういう位置づけをしている学校もあるのですが、そうでない学校についても、例えば教室で飼っている場合もありますので、子どもたちとどういうふうにしたらいいかという話をしていくことは有益だと思っていますので、何かの機会を捉えて、そういうことは伝えていきたいと思います。

#### ○15番（蔵野恵美子君）

アニマルカフェとかペットショップの件は、権限はないにしても、ぜひこれまで以上に注目はしていただきたいと思います。動物の福祉という視点以外にも、そういった衛生環境だとか、まちづくりという意味合いですとか、市民感情ですとか、いろいろ変化はしてきていますので、そこを加味して御注目をいただきたいと思います。それで、第六期長期計画にはさらにこういった記載もございました。「外来生物による感染症の拡大や動物虐待など、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する」ともあります。大変すばらしいことが書いてあったなと改めて思いましたので、こういった点からも、やはり今までとは少し視点を変えて、注意深く見ていただきたいと思っています。要望です。

飼育動物に関してでございますけれども、ぜひこちらも今まで以上に少し注意を払っていただきたいと思います。しっかりやってくださっていると思うのですが、それをちょっと見える化することで安心にもつながりますので、こういった細かい質問をさせていただきました。結局、動物というのは、人間と違って、どこが痛いとか、どこがぐあいが悪いとか、そういう言葉を発することができないのです。だからこそ、そういった専門の方の力も必要ですし、それで日々の観察を丁寧にしていく、適切な状態や適切な飼育法を児童と一緒に考えることができる、飼育教育のそういっただご味をぜひ意識しながら、せつかく動物を飼っていらっしゃるので、そういったことを念頭に置きながら飼育教育を

行っていただきたいと思っております。これも要望でございます。

最後に、ベンチです。これは前も同じような質問をしたのですが、再度、質問の意図を確認していただきたくて同じような質問をさせていただきました。ベンチ調査では、設置可能な幅員のある道路の設置の状況の確認ということなのですが、そもそもこの質問の意図は、幅員の狭い生活道路にいかにか椅子や腰かけを設置していただくかということが意図だったのです。なので、その認識を再度持っていただきたいなと思っています。そもそも、最初にこの質問になったのが、高齢の方からの御相談だったのです。自宅から離れたスーパーに買い物に行きたいけれど、途中で休むところがなくて、ちょっと怖くて外出ができないと。ベンチではなくて、ちょっと腰かけられる箇所をところどころにふやしてほしいという御相談があったという経緯がありますので、現段階、第一段階としては、現地調査だとか、設置可能な幅員の広い歩道のを 300 メートルから 100 メートルにふやして、もっと密にしていくとか、そういったことも大事だけれども、その次の段階として、幅員の狭い生活道路に、ベンチは無理でも、ちょっとした椅子だとか腰かけをセットバックのところにつけるとか公共施設の入り口につけるとか、そういった視点での調査をされたということを答弁でもおっしゃっていましたが、ぜひそこに注目していただきたいという質問でございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。要望で終わります。

くらのえみこ Official Site

<https://www.emikokweb.com/>